

[論 文]

同時代印刷物から見たリスボン地震 (1755年) への反応と対策

About the responses and countermeasures to the Lisbon earthquake (1755),
from contemporary printed matters

疇 谷 憲 洋

Kurotani Norihiro

キーワード：リスボン地震、「近代的災害」、出版文化、『措置の覚書』、ポンバル

はじめに：「最初の近代的災害」

1755年11月1日にポルトガルの首都リスボンを襲った地震、それに付随して起こった津波、火災によって、市中心部の主要な政府機関、教会関連施設、貴族の邸宅、一般家屋が崩壊・焼失し、リスボンの全家屋の3分の2が居住不可能になったとされる。大航海時代以来蓄積してきた貴重な文書や書籍、絵画、美術工芸品も灰燼に帰し、被害総額は当時の国民総生産の1.5倍になるという試算もある。人的被害はさらに甚大であった。震災当時25万人とされるリスボン住民のうち、犠牲者数は、1万から1万5000、あるいは4万、あるいはそれ以上と見積もられ、論者の間でも意見の一致を見ないほど、数多くの犠牲者を出している⁽¹⁾。一方で、国王ジョゼ1世は市中心部から離れたベレンの宮殿で難を逃れ、ポルトガル政府は、外務・陸軍担当国務秘書官セバステアン・ジョゼ・デ・カルヴァリョ・イ・メロ、後のポンバル侯爵を中心に「非組織政府」を構築し、震災対策にあたる⁽²⁾。

この地震が与えた衝撃は、ポルトガルに留まるものではなかった。18世紀における新聞・書籍などの出版文化の発展は、この地震による被害状況を全ヨーロッパ規模で伝え、また、それを基に地震の原因や意味について様々に議論されたことはよく知られている。有名なものとしては、ヴォルテールが『リスボン大震災に関する詩編』の中で、当時のヨーロッパにおいて影響力のあった「最善説」を批判し、それに対してルソーが反論を行い、さらにヴォルテールがコント『カンディード』の中でこの問題を取り上げたというエピソードが有名である⁽³⁾。また、この地震を契機に、地震について科学的に研究しようという試みがイギリスを中心に始まり、近代地震学誕生の契機となったとされる⁽⁴⁾。

Russell R. Dynesは、論考“The Lisbon earthquake in 1755: Contested meanings in the first modern disaster”の中で、多様な震災対策が国家によって行われたこと、そして、地震を「神による罰」であるとする捉え方から、自然現象であるとする捉え方への移行が起こったことなどから、「最初の近代的災害」であると位置づけ、その中心であったポンバルによる諸政策を、近代国家創出の契機としている⁽⁵⁾。

本稿では、ポルトガルにおいて出版されたパンフレットが地震をどのように叙述していたのか、地震の翌年に出版された二つのパンフレットを例に検討する。そして、1758年に出版された『リスボン市が1755年に被った地震において取られた主要な措置の覚書』を基に、当時のポルトガル政府が震災に際しどのような対応をしたのか、その特徴や意義について考察する。

1. 地震への反応ー同時代の出版物からー

当時のヨーロッパ人にとって、1755年のリスボン地震は、ヨーロッパのかなり広い範囲でその震動やそれに付随する自然現象が確認されたこともあり、各地で様々な反応が見られた。

地震発生直後から、震災の状況を伝える書簡が各地に向けて発信される。例えば、被災した駐リスボン教皇使節フィリッポ・アッチャイウォリは、状況を詳細に伝える書簡を教皇庁に宛てて何通も送っている。11月4日付の書簡で、彼は次のように述べている。

ベネディクト修道会士の修道院の庭に、2本の木材で作られ、カーペットその他修道士たちの布類で覆ったテントから、あなたにこれを書いているところだが、みじめで悲惨で、着るものもなく、哀れむべき死が迫るが、奇跡的に健康だ。土曜日、諸聖人の祝祭日、フランスの時間で10時に、われわれを驚かせた地震は、8分で全リスボンを破壊した。ただちに火が付き、とても多くの家を焼き、こちらからあちらへと街のすべてを巡った……。つまりは恐怖、これまでになかったと思われるほどの恐怖であり、そして昨日まで瓦礫と死体の上をととても恐れながら歩いていた、というのも私は、すべてのものが瓦礫の下敷きになったまま、部屋着とスリッパで来たのだ……。つまり、すべてが悲惨と恐怖であり、そしてリスボンは瓦礫の山。今や火事が私の家に迫っている。崩壊を免れた家もすべて、地下の炎の働きによって、すべて燃え上がるだろう⁽⁶⁾。

さらにかれば、11月14日付の書簡で「かくも荒廃したので、リスボンは、100年の内には、かつてそうであったものに戻ることはできないだろう」と述べている⁽⁷⁾。Isabel Maria Barreira de Camposによれば、震災時に在留していた外国人が本国に送った情報が、ヨーロッパ全土に震災の惨状を伝え、全ヨーロッパ規模で被災国への関心と同情が高まり、ポルトガルと関係のある各国が支援物資を送るという、今日でいうところの「国際人道支援」が行われた⁽⁸⁾。さらにこうした情報を基に、リスボン地震を「伝える」新聞、パンフレット、版画などが多数出版され、当時の人々の耳目を集めるものとなった⁽⁹⁾。

Filomena Amadorは、その論考の中で、主としてポルトガル語やスペイン語で書かれた地震関連の出版物の3つのコレクションを分析し、出版物を、①地震の原因についての論考、②報告やニュース、描写、③書簡、④預言、⑤説教や祈り、道徳的言説、⑥詩、歌、ロマンス、⑦国王の通達や措置、の7つのカテゴリーに区分し、その中で、地震を科学的にとらえようとしているテキストの出現を、科学史上の一つの転換点として注目している⁽¹⁰⁾。Filomena Amadorが論考後半に掲載している文書のリストによれば、相互に重複

する文書もあるものの、アジュダ図書館所蔵のものが全12巻・193点、トーレ・デ・トンボ国立文書館所蔵のものが計8巻・98点の文書を収録している（なお、もう一つのコレクションが、次章で論じる『措置の覚書』である）。

このように、18世紀の出版文化や、情報メディアの発展を背景に、リスボン地震は、様々な形式で伝えられ、描かれ、論じられることになる。本章では、地震の翌年1756年に出版された二つのパンフレットを例に、当時の印刷物がどのように地震を叙述していたか検討する。

前出のFilomena Amadorを始め、多くの研究者が、地震を「科学的に」理解しようとしているパンフレットの存在に着目しているのだが、その例として、1756年に、「マノエル・ソアレス工房」から出版された『1755年11月1日にリスボンとポルトガル全土が経験した地震について、興味深い観察と原因についての説明を伴う、新たなそして忠実な報告』がある（以下、『忠実な報告』と略記）。表紙には著者名が「M.T.P.」と記されているが、ミゲル・ティベリオ・ペデガシェのイニシャルである。かれは、軍務経験もあるフランス系のポルトガル文人であり、フランスの新聞とコンタクトを取り、地震情報をフランスに送っていた。地震に関しては、このパンフレット以外にも、リスボンの惨状を伝える描画の作者として有名である。『忠実な報告』は、次のように始まる。

11月1日、すべての聖人の祝祭にささげられた日、午前9時40分ごろ、気圧計は27インチ7ライン、レオミュール氏式温度計は14度、天気は静穏で空気は澄んでいたところ、3度の衝撃とともに大地が震えた。最初のもは、恐ろしいなり声が先立ってはいたものの、小さかったため、恐れたものは少数で、1分以上続いた。しかし30秒から40秒ほどの間隔の後、2番目のものがやって来たのだが、この震動は激しく、家屋はたちまち倒壊し始めた。ほこりが濃くなって日は暗くなり、暗闇と震動が2分以上続いた。大地は1分と休まずに、新たにすべてをませこぜにした。残っていた家屋も、驚くべき物音とともに崩れ落ちた⁽¹⁾。

こうして地震発生の時間や天候、気圧・気温などを数値として記述した上で、ペデガシェのテキストは、地震の状況を、震動・強風・津波・火災の順に描写し、いわゆる「4大元素」による人間への攻撃としてとらえ、震災の中で逃げ惑う人々の様子についても述べている。また、地震発生のメカニズムについては、地中にある硫黄などの可燃性の物質が燃えて空気が膨張し、それが地中の坑道や裂け目に圧力を加えることによって震動が起きるのだと説明している。さらに、過去のリスボンの地震や、1755年地震の被害状況、地震の被害と家屋の作りの問題などを論じたうえで

わが国の歴史における顕著な地震については、三つの年代がある。最初のもは、1309年にポルトガルで起こった震動である。2番目のものは、1531年にリスボンでかなりの倒壊をもたらした大地の震動である。そして3番目が、1755年に悲しい経験をした、驚異の地震である。こうした三つの年代から、私に一つの仮説が浮かんだのだ。それは、多くのものにとっては常軌を逸しているように見えるかもしれないが、根拠

がないわけではない。1977年から1983年の間に、何か大きな地震がポルトガルであるのではないか、ということを確認しているのだ⁽¹²⁾。

と、地震の周期性と、次に起きる地震の時期について述べ、補足として、ペルーのリマの地震の間隔についても言及している。このように、地震発生メカニズムの説明に関しては現代の地震についての知識から見れば荒唐無稽に見えるが、地震発生時の時刻や気温・気圧を記録し、地震を周期的な現象としてとらえるなど、科学的な思考の見られるパンフレットである。

その一方、この地震をあくまでも「神の罰」としてとらえるパンフレットも存在する。有名なものとしては、イタリア出身のイエズス会士ガブリエル・マラグリダが著した『1755年11月1日にリスボンが被った地震の真の原因についての判断』がある（以下、『真の原因について』と略記）。なお、このパンフレットは、『忠実な報告』と同じ1756年に、これも同じく「マノエル・ソアレス工房」から出版されている。著者のマラグリダは、ブラジルにおける布教活動や説教などで活躍し、リスボンにおいても王族や貴族、民衆から広く支持を受けていた。かれによれば、地震の原因とは、

ゆえに知れ、おおリスボンよ、かくも多くの家屋、屋敷を破壊した唯一のもの、かくも多くの教会、修道院を荒廃させたもの、かくも多くの住人を殺したもの、かくも多くの財宝を飲み込んだ火事、未だ、その自然の堅固さの外で、かくも不安をもたらすものは、彗星でもなければ星でもなく、蒸気でもなければ臭気でもなく、異常でも偶然でもなく、自然が原因なのでもない。しかしてそれはただわれわれの、赦され難い罪なのだ⁽¹³⁾。

ということであり、「イザヤ書」、「エレミヤの哀歌」、「エゼキエル書」などを引用しながら、リスボンの震災を、旧約聖書の中でエジプトやエルサレム、バビロニアが受けた災厄になぞらえ、神の怒りと人間の悔い改めについて説いている。その一方で、以下のような件がある。

こうした機会においては、預言には事欠かず、それによって慈悲深い神は、こうした懲罰について、かのニネヴェ人たちと同じく悔い改めによって、われわれがこれを被らないよう、あらかじめ警告しているのだ。確かな情報によって私はそれを知ったのだが、それはとある一人の、主の僕たる修道女に顕わされ、同じく主のお蔭で、彼女はそれを霊的な父に伝えたのだが、いろんな人がそうしているように、その名前については黙するが、それを通知して、その悔い改めと、祈りによって、憤る神の怒りを和らげるためである⁽¹⁴⁾。

以下、この地震に関する預言があったことを述べ、そうした「神からの警告」にもかかわらず悔い改めなかった人々を非難し、さらなる地震を避けるための神への祈りと悔い改めを説いている。そして、この『真の原因について』には、異端審問所による認可を記し

た文書が添付されており、当時の検閲体制の下でこうした見方が公認されていたことがうかがわれる。また、次章で見ると、震災への対策を行った政府も、神への祈りや悔い改めに関しては重視し、宗教儀礼を行う措置をとっていることから、こうした地震に対する見方は、当時広く受け入れられていたのではないかと思われる。

以上、ポルトガルで出版されたパンフレットの例を挙げたが、フランスやドイツ、イギリスでも、リスボン地震に関する出版物は多数出版されており、この地震が当時のヨーロッパに与えた衝撃の大きさがうかがわれる。こうした出版物の中に、ポルトガル政府の震災対策を詳述し、今日に伝えるものが存在する。それが、次項で取り上げる『リスボン市が1755年に被った地震において取られた主要な措置の覚書』であった。

2. 震災への対応－『措置の覚書』から－

震災から3年後の1758年、『リスボン市が1755年に被った地震において取られた主要な措置の覚書』というタイトルの書籍が出版される（以下、『措置の覚書』と略記）。前章で見たパンフレットと比べると、表紙は赤と黒の二色で刷られていて、美しい版画もついている上に、当時の出版慣習上異なる点がある。この時代の出版は、異端審問所や教会による検閲・認可が必要であった。例えば前出のペデガシェやマラグリダのパンフレットには、扉の所に許可を受けている旨の記載があるのだが、この『措置の覚書』にはそれが欠落している。この書を基にポンバルの経済政策について論じたLuis José Cardosoによれば、これは、政府の保護・後援の下で出版されたことを意味しており、この書物の持つプロパガンダ的性格にもそれがうかがえるということである⁽¹⁵⁾。

『措置の覚書』は、「国王への献辞」「措置についての説明」「資料集」の三つの部分で構成されている。「措置についての説明」の部分で、著者は、執筆の意図を以下の様に述べている。

われらの後に来る者のために、市民としての熱意に動かされた今のわれわれは、その政府閣僚に補佐された憐み深い国王陛下が、あの混乱の日々に行われたことのすべてを、彼らに教えることによって、まさにこの（措置を後世に伝える物書きは今のところいないという）欠点を補うのだ。願わくは神よ、そのお慈悲によって、こうした覚書が、同様な事態の際に手本として役立つことがありませんように。しかしながら、もし、主が再びかくも深刻な苦難をポルトガルに訪れさせるならば、少なくとも未来においては、われわれのこの文書から、災難をさらに重大なものにしないための方策を、手にすることができますように⁽¹⁶⁾。

このように、震災による被害や惨状について執筆するものは多いのに対し、ポルトガル政府の震災対策について執筆するものは少なく、また、後に同じく震災が起きた時の参考にするために、この『措置の覚書』を執筆したのだと主張している。そして、震災当時の状況を地震・津波・火災の順に簡潔に述べた後、政府の取った震災対策を14のカテゴリーに区分し、それぞれ何を行ったのか説明し、最後は、国王と対策に重要な役割を果たした貴族への賛辞で締めくくられている。また、資料集においては、「通達」「王令」や「書

簡]「回覧」など、計233点の文書が資料として掲載されている。表①は、各措置と対策の内容、それに対応するページ数・文書数について、前出のCardosoがまとめた表を基に作成したものである。これによれば、教会関係の文書数の多さが目立っているが、当時のポルトガルにおけるカトリック教会の重要性や、教会建築の被った被害の甚大さ、さらには、犠牲者の埋葬など教会と政府の協力が必要な措置もあり、当然のことと言える。とりわけ、震災により修道院が失われ、世俗世界の真只中に投げ出された修道女たちを再び修道生活へと戻す措置については、かなりの文書数が上がっている。

本章では、この『措置の覚書』から、今日でも実施されるべきいくつかの措置を例に、政府がどのような対策を実施していたのか検討する。

表①『リスボン震災に対する主要な措置の覚書』における措置の種類と割合

措置の種類	主な対策	文書数	頁数
1－疫病対策	犠牲者の遺体の埋葬、溜り水の除去、街路・広場の瓦礫撤去と清掃	8	14
2－飢餓対策	基本食糧の確保、食べ物の分配、価格の固定、免税措置、投機者・違反者の処罰	24	28
3－病人・負傷者保護	救護所・野戦病院の設置、困窮者への慈善・救済活動の推進	8	6
4－人口の固定	恐怖により逃亡した人々をリスボンに收容、出国制限	1	2
5－略奪防止・処罰	違反者の見せしめ処罰、略式裁判による判決、浮浪者・怠け者の取り締まり、「一年後の同じ日に地震が来る」という預言の取り締まり	9	13
6－沿岸部の治安維持	海からの略奪の防止、出航船の積荷監視、リスボン沿岸・港湾入口の防衛	18	16
7－他の被災地救援・植民地との連絡	外国の脅威からの沿岸治安の確保、ブラジル、インドの植民地との海上交通の確保	7	9
8－リスボンへの軍隊招集	治安維持、監視、再建活動への軍隊の投入	10	9
9－居住手段の緊急構築	店舗・住居の賃料固定、建築資材の密輸の禁止、免税措置、建物の修復・再建の促進	23	37
10－教会における礼拝の復活	破壊の補修、礼拝場所をより広いスペースのある安全な建物へ移動	22	31
11－修道院への修道女の收容	修道女を残存する修道院その他に收容し、規則の順守と修道生活の状況の回復のための状況を作る	54	63
12－その他多様な措置	鎮火支援、街路の瓦礫撤去、廃墟の取り壊し、法廷の回復、消費と分配の回路の改善	29	24
13－神への感謝	説教・行列・礼拝の実施、国家的守護聖人聖母マリア、地震の守護聖人聖フランシスコ・デ・ポルハへの崇敬	9	11
14－リスボン再建	広場、街路、家屋の測定・登記の実施、地均しと基礎固め、再建における公的・私的権利の確定、都市再建計画の認可	11	37

José Luís Cardoso, Pombal, o Terramoto e a Política de Regulação Económica.
in *O Terramoto de 1755-Impactos Históricos*-, Livros Horizonte, 2007.所収の表を基に作成
(なお、資料集では、12と13の位置が入れ替わっている)

（1）犠牲者の「埋葬」と疫病予防

本文および資料集の先頭に位置しているのが、「リスボン住民の大部分が慌てて逃げ出し、埋葬する生存者もない数えきれない遺体の腐敗が引き起こす、ペストの恐怖を避けること」という表題を持つ措置1である。先述したように、震災での犠牲者は、少なく見積もっても1万から1万5000人を数え、被害の大きかったリスボン中心部地域では、おびただしい数の犠牲者が瓦礫の下敷きになっていた。国王に対策を下問されたポンバルが答えたと言われる「死者を埋葬し、生存者の世話をする(sepultar os mortos e cuidar dos vivos)」というフレーズでも分かるように、震災の犠牲者の遺体の埋葬は重要課題であった。

瓦礫に埋もれた遺体をそのままに放置できないという倫理的・道徳的観点もさることながら、表題に見られるように、疫病の発生を防ぐための埋葬という側面がある。疫病を引き起こす原因は様々なものが想定されていたが、当時は、遺体の腐敗や腐ったたまり水が、疫病を引き起こすものとして考えられていた。

かの（震災の）日々に、街路が死者で埋め尽くされ、さらに多くの遺骸が瓦礫に覆われているリスボンを目にしたものが、まさに恐れるべきは、これら遺骸の腐敗によって、地震の次にペストという災厄がやってくることであった。冬という時期を考えると、この恐れはいや増すのであった。というのも、海への出口を持つことが出来ず、瓦礫に阻まれ淀んだ水は、容易に汚染されるかも知れなかったのだ⁽¹⁷⁾。

と、疫病流行の危険性について述べ、その対策としての遺体の早急な埋葬の必要性を訴えている。表②は、措置1の資料として挙げられている文書の一覧である。

表②「措置1」一覧

番号	種類	年	日付	題目・内容	発信者(署名者)	宛先
1	通達	1755	11月1日	スペイン公使の遺体の回収	ポンバル	侯爵馬寮長官
2	通達	1755	11月2日	埋葬その他の措置のため、リスボンの各街区への担当役人任命	ポンバル	公爵嘆願院長官ほか
3	通達	1755	11月2日	死者を海に埋葬することに関して意見を求める	ポンバル	枢機卿総大司教
4	回答	1755	11月2日	3への回答:肯定	枢機卿総大司教	国王(ポンバル)
5	通達	1755	11月3日	各教区の聖職者に、埋葬について民衆を同意させることへの要請	ポンバル	枢機卿総大司教
6	回状	1755	11月5日	修道院の高位聖職者たちの熱意への称賛・感謝、ならびに緊急な埋葬の説得	ポンバル	リスボンの修道院の高位聖職者たち
7	命令	1755	11月7日	ルイス・ダ・シルヴァとロドリゲス・デ・レアンに権限を与え、民衆判事の補佐	ポンバル	シルヴァとレアン両名
8	通達	1756	5月8日	瓦礫撤去作業の継続	ポンバル	公爵嘆願院長官

スペイン公使ペラルダ伯爵の遺体の回収を手始めに、震災発生の日11月1日から3日にかけての短期間に文書が集中している。しかし、数万人規模の犠牲者の遺体を、迅速に埋葬する手段はあるのだろうか。説明の部分では明記していないが、資料集収録の1755年11月2日付「枢機卿総大司教宛通達」では、

(市内に遺体が山積し、疫病の脅威が増すという) こうした悲しみの中で、また提案されることは、まずは必要な死者のための手続きを行い、同様な場合にキリスト教的な敬虔さが実践しているその他の事柄を果たした上で、割り当てられた舳、あるいは大きな船で、遺体を、河口の何レグアか外に運び、海に投げ入れ、時が重しをつけて朽ちるまで水底にとどめることであるが、これは、それほど重大な必要性はないがそれほど困難でもない事例として、航海途中に身罷ったものに対し実践されている通りである。この件のすべてに関して、王命を執行するに際し、国王陛下は猊下の意見を待っておられる⁽¹⁸⁾。

と、犠牲者の遺体を回収した後、船でテージョ川の河口に運び、そこで水葬にする旨がリスボン首都座総大司教に諮問されており、これに対し総大司教も文書番号4の書簡で肯定的に回答している。さらに、リスボン各地の聖職者にたいしても、民衆を埋葬に協力させるよう指示を出させている。

また、この埋葬問題にとどまらず、政府の震災対策について考える上で注目すべきは、1755年11月2日付「公爵嘆願院長官あて通達」である。

国王陛下は、閣下に同封の通達の草稿を送付するよう命じられたが、閣下はそれになるべく短期間で、嘆願院所属の、より能力があると思われる抗告担当控訴院判事に配付するように。そして、(リスボンの)都市の各街区を、かれら(控訴院判事)の中からそれぞれ1名ずつ担当させ、各街区の通常の役人のみならず、かくも骨の折れる仕事が、可及的速やかに行われるよう、分割して処理するために必要ならば、他の法学士もその配下に置くように⁽¹⁹⁾。

このように、リスボンの12の街区に、それぞれ担当の控訴院判事を置き、各街区の状況を把握するとともに、今後のその他の種類の措置に関しても、この組織を活用して対処することが計られることになる。

(2) 食・住の確保

死者の埋葬によって宗教が満足したからには、(国王の)慈愛は、ただちに、生者を救うことに入った。かかる混乱と困窮の時にあって、飢えが、かかる悲惨の中で命だけは保って幸福だと考えている者たちを死に至らしめることのないようにするためである。……。ただちに侯爵市参事会長に命じ、取締役を任命して、市門のところで待機させ、市外からやってきた、あるいは瓦礫の中から見つかった食糧を受け取り、公正に配付させたのであった⁽²⁰⁾。

犠牲者の遺体の埋葬の次に来るものが、「生者の世話」であった。地震と火災によって中心部の3分の2が破壊された状況下で、被災者の食料を確保することは重要な課題であった。措置2は「食糧をもたらず者がいないだけでなく、食糧倉庫の多くが瓦礫に埋ま

り、あるいは火事で焼けるなどして、必然的に継起する、食糧不足を避けること」と題し、食糧の確保や供給と、被災者への食料分配に関連する措置が述べられている。次頁の表③は、資料として挙げられている文書の一覧である。これによると、政府の対策は、食糧の徴発やリスボンへの移送の指示、価格統制と免税措置、食糧の分配などが行われたことが見て取れる。また、説明文の中に、民衆に食料を与えるという国王の行為が、「生きた模範であり、それによって臣下も身を律する倣いであるからには、かくも聖なるこの例は、直ちに模倣されることとなった。かくしてすべての身分の人々が、その時それほど貧しくないとはいえそれほど裕福ではないものも、自らの家や穀物庫を開き、哀れな飢えた人々に、保護と支えを与えたのであった」という件があり⁽²¹⁾、国王が率先して食料の供給を行い、臣下もそれを見倣って、被災者への食料供給を行ったことが強調されている。

表③「措置2」一覧

番号	種類	年	日付	題目・内容	発信者(署名者)	宛先
1	通達	1755	11月2日	市門における食料の受け取り・12の街区への分配を担当役人に命令	ボンバル	アレグレテ侯
2	回覧	1755	11月2日	瓦礫撤去・遺体回収、食料保管・受取所、パン焼き窯の設置	ボンバル	街区担当判事
3	通達	1755	11月3日	ベレン河岸からサンタレン河岸にかけて売られる魚介類の免税布告の掲示	ボンバル	アレグレテ侯
4	回状	1755	11月3日	小麦粉その他食料のリスボンへの船による輸送	ボンバル	テージョ川両岸の各地区の役人
5	通達	1755	11月3日	サンタレン市における穀物倉庫の接收	ボンバル	アロルナ侯
6	通達	1755	11月4日	食料運搬船の投錨地域指定布告の掲示&食料の状況報告を担当役人に指示	ボンバル	アレグレテ侯
7	通達	1755	11月4日	リスボン地域におけるすべての荷車・駄獣についての報告書作成	ボンバル	セアブラ・ダ・シルヴァ
8	通達	1755	11月4日	食糧販売を行うテレロ・ド・パソでの警備依頼	ボンバル	侯爵馬寮長官
9	通達	1755	11月4日	リスボン港停泊の船の食糧接收	ボンバル	ノローニャ・イ・メネーゼス
10	通達	1755	11月4日	船舶に積載されていた食料の監視と輸送をノローニャ・イ・メネーゼスに命じる	ボンバル	アブランテス侯
11	通達	1755	11月6日	各街区監察役人に発見された食料の報告を市参事会議長へ	ボンバル	公爵嘆願院長官
12	通達	1755	11月10日	パン屋、屋台商人、職人、稼ぎ人の価格統制布告の掲示	ボンバル	アレグレテ侯
13	通達	1755	11月14日	税関を通じて船からすべての食料を陸揚げ	ボンバル	ノローニャ・イ・メネーゼス
14	通達	1755	11月14日	カスカイスにおける砲兵の招集	ボンバル	侯爵馬寮長官
15	通達	1755	11月17日	※農夫・作人出身の兵士の種まき時期が近づいたので交替要員の招集	ボンバル	侯爵馬寮長官
16	通達	1755	11月22日	食料品の免税措置の布告	ボンバル	アレグレテ侯
17	通達	1755	11月22日	各街区監察役人に発見された食料の報告を配給担当役人へ	ボンバル	アレグレテ侯
18	通達	1755	11月22日	船舶による食料の密輸禁止	ボンバル	フランシスコ・シャヴィエル・ポルシリエ
19	書簡	1755	11月26日	文書20の添え書き	アレグレテ侯	ボンバル
20	書簡	1755	11月26日	乾燥タラ(bacalhau)積載船が指定地域外で荷揚げした事件の報告	フランシスコ・ガルヴァン・ダ・フォンセカ	アレグレテ侯

21	通達	1755	11月27日	文書20に関して、これまでの措置の確認	ボンバル	アレグレテ侯
22	通達	1755	11月29日	価格統制布告の徹底	ボンバル	公爵嘆願院長官
23	通達	1755	12月11日	軍隊への糧秣供給請負人の不正に対する措置	ボンバル	侯爵馬寮長官
24	書簡	1756	1月27日	アレンテージョの街道を封鎖していた軍隊の引き揚げ	ボンバル	タンコス侯

食糧の確保と並んで重要なものが、被災者のための一時的な居住の確保であった。措置9「民衆の臨時的な居住に必要な便宜を図ること」においては、木材など建設資材の価格や賃貸料を震災以前の水準に据え置くこと、リスボンへの供給の際の免税措置、買い占めの取り締まりなどが行われたことがうかがわれる。こうした措置によって「短期間で、9000軒以上のバラックが建ったのであるが、それらの多くが、高貴な建物であり、莫大な費用で仕上げられたのだ」ということである⁽²²⁾。「高貴な建物 (edificios nobres)」という表現が、臨時に多くの被災者を収容するという観点から見た場合、どのような意味を有するのか、「9000軒」という数も含めて、この措置がどの程度被災者の仮設住宅に役立ったのか不明であるが、いずれにせよ、市民の臨時的な住居について政府が配慮していたことは確かであり、同時代の版画にも、テントやバラックを書きこんでいるものが見られる。また、措置の中には、石灰工場の設置や建築資材に関する措置など、後のリスボン再建事業とも関連の深いものが見られる。

表④「措置9」一覧

番号	種類	年	日付	題目・内容	発信者(署名者)	宛先・関係部局
1	王令	1755	11月27日	カノス通りの清掃	国王	リスボン市参事会
2	王令	1755	11月29日	ブラジルからポルトガル船で送られてくる木材の免税	国王	財務評議会、海外顧問会議
3	通達	1755	12月2日	1756年の洗礼者聖ヨハネの日まで、宿営の請願を許可しないこと	国王	伯爵宿営長官
4	王令	1755	12月3日	リスボンとその郊外における家屋・店舗・倉庫の賃貸料の据え置き&都市の境界画定	国王	宮廷控訴院
5	通達	1755	12月3日	市内の主要な通りの清掃	ボンバル	公爵嘆願院長官
6	通達	1756	3月11日	女王および親王ペドロの領地への立ち入りについて	ボンバル	公爵嘆願院長官
7	通達	1756	3月11日	女王の領地への立ち入りについて	ボンバル	尚書長官
8	通達	1756	3月13日	木材の買い占め・密輸についての調査	ボンバル	公爵嘆願院長官
9	通達	1756	5月15日	ポルトガルの工場製木材・煉瓦・瓦のカスカイス海岸への荷揚げ	ボンバル	砂糖税関世話役
10	勅令	1756	5月22日	ポルトガル国内からリスボンに送られる木材の免税	国王(ボンバル)	
11	通達	1756	5月26日	宿営長官の役人に宿営提供を受け付けさせない	ボンバル	伯爵宿営長官
12	通達	1755	12月2日	宿営提供の請願の不許可&ルカス・デ・セアブラ・ダ・シルヴァの請願	明記せず(ボンバル)	伯爵宿営長官
13	請願書			パン屋のマヌエル・カルヴァリョが宿営提供の見直しを請願	マヌエル・カルヴァリョ	伯爵宿営長官
14	通達	1756	7月3日	マヌエル・カルヴァリョの家屋の保全	ボンバル	伯爵宿営長官

15	通達	1756	6月25日	薪・石炭倉庫の設置に便宜を図る	ボンバル	侯爵馬寮長官
16	通達	1756	6月18日	薪・石炭倉庫の設置場所の指定	ボンバル	市参事会補佐役カン ポス・デ・ソウザ
17	通達	1756	6月25日	同上	ボンバル	侯爵馬寮長官ほか
18	通達	1756	7月26日	仮設住宅建設への便宜	ボンバル	公爵嘆願院長官
19	勅令	1756	9月10日	都市の再建のために到着した木材の免税	国王(ボンバル)	
20	勅令	1756	11月3日	薪を使わず、石炭を燃料にして石灰を製造する 新型工場の設置	国王(ボンバル)	
21	王令	1757	2月17日	石灰工場のための土地の貸与	国王	三身分評議会
22	勅令	1757	5月12日	建築資材の運送への便宜	国王(ボンバル)	
23	布告	1757	7月29日	建築資材生産を促進するための、国王財産に よる買い上げ措置	商業評議会書記官	

（3）治安維持

大規模災害の際に起こりがちなものが、混乱に乗じた「火事場泥棒」的行為である。措置5「家屋や寺院を荒らし街で略奪を行う盗人を処罰し、窃盗を避けること」では、表に見られるような措置を通して、リスボンにおける略奪を防ぎ治安維持に務めようとしている。そして、こうした治安維持その他の業務のために、措置8「都市の治安や作業に使役するため、王国の軍隊のいくつかを招集すること」に見られるように、ポルトガル各地の軍隊を招集する手立ても取られている。さらに、「リスボンに住民がいなければ何もできないので、逃げ出した住民を送り返すこと」という表題を持つ措置4においては、リスボンから逃げ出したものの中から、通行証を持たない人間、とくに社会的に低い階層の「ガリシア人や働き手」を犯罪予備軍的にとらえ、治安維持的な観点からリスボンへ捕縛・送還し、対策事業に使役することを命じている⁽²³⁾。

表⑤は措置5関連の資料一覧である。内容は、犯罪者の逮捕・即決裁判と処刑、そして当時政府によって犯罪予備軍とされたものの取締りなどである。

表⑤「措置5」一覧

番号	種類	年	日付	題目・内容	発信者(署名者)	宛先
1	書簡	1755	11月4日	地震の後コインブラ管区を通行する強盗容疑者の審問	ボンバル	コインブラ管区国王代理人
2	王令	1755	11月4日	11月1日午前以降発生した窃盗に携わったものは略式裁判において即決・執行されること	国王	
3	王令	1755	11月4日	担当地区の住民の生業や品行を調査し、「怠惰なもの」は捕縛して強制労働させること	国王	街区担当国王代理人
4	通達	1755	11月6日	窃盗の罪で処刑される者の絞首台をなるべく高く作り、時とともに朽ちるのに任せること	ボンバル	公爵嘆願院長官
5	通達	1755	11月6日	補助連隊の将校を招集し、中隊によってリスボンの街区を包囲、犯罪者を逮捕	ボンバル	侯爵馬寮長官
6	王令	1755	11月29日	11月1日以降盗まれた貴金属品を正当な持ち主へ返却	国王	
7	通達	1756	1月30日	最も破廉恥な情夫を市外20レグアへ追放し、情婦は逮捕	ボンバル	控訴院判事アントニオ・マルティンス・ド
8	通達	1756	5月15日	市近郊の住民に不安を与えているジブシーを公共事業に使役	ボンバル	公爵嘆願院長官
9	通達	1756	10月28日	「1年後の同じ日に地震が起きる」という預言の取り締まりと治安維持	ボンバル	公爵嘆願院長官

注目すべきは、1755年11月4日付王令である。

(リスボンの各街区の) すべての国王代理人と刑事判事に命ず。それぞれの担当地区において、他のあらゆる業務に優先し、早急かつ注意を払いながら、それぞれの街区のすべての住民、ならびに、そこで発見された、年齢的にも健康的にも働くことの出来る放浪者・物乞いの、生活や習慣、仕事について調査すること。そして、上述したような怠惰の罪にあるすべての人物は、逮捕され、即決裁判によって審理され、・・・、まさにこの(リスボンの)街の工事に強制的に働かせられるものとする⁽²⁴⁾。

このように、治安維持の必要性や労働不足といった要件が重なって、国家権力が都市住民の生活に入り込み、「怠惰の罪」にあるものを逮捕・使役するという事例が、震災への対応という状況の中で生まれているのである。

また、当時、民衆の不安をあおる預言・流言の類が存在したことが分かる件がある。説明文においては、「リスボン市とその近郊に、かくも驚くべき知らせが広まったのだが、それはまさに、ちょうど一年経った同じ日に、さらに不幸な結果をもたらす地震がある、というものであった。預言というもっともらしい名前で権威づけられたこうした風評がやって来ると、(震災による)最初の傷が未だふさがっていない、敬虔な民衆にとっては、それだけでこうした暗示を信じるのに十分であった」とあり⁽²⁵⁾、こうした流言を、住民を不安にして市内から逃げ出させ、その隙に盗みを働こうとする者たちの仕業であるとして、政府は、1756年10月28日付「公爵嘆願院判事宛通達」で、各街区担当の控訴院判事を通じて、こうした流言の主な調査ならびに投獄、10月30日～11月1日にかけての間、市門から外に出ることの制限、そして近郊に駐屯する軍隊による治安維持を命じている⁽²⁶⁾。

以上、『措置の覚書』から、「犠牲者の埋葬と疫病予防」「被災者への食・住の確保」「治安維持」の三点を取り上げて検討した。今日でも実施されるべき対策が当時も取られてい

たことが分かる一方で、市内各所での処刑台の設置、浮浪者や「怠惰な者」の調査・使役、流言の取り締まりといった、かなり強硬な対策も見られる。また、文書の発信者の大多数がポンバルであり、かれが対策政府の中心に位置していたことが見てとれる。

おわりに－1758年－

1758年は、『措置の覚書』が発刊された年である。措置14「都市再建のための手段」の文書の多くが1756年～1758年にかけて発行されており、1758年6月16日付の「(再建の)計画と布告を送付する、公爵嘆願院長官あて書簡」で終わっている⁽²⁷⁾。このように1758年から都市再建が本格的に開始されることになり、リスボン地震へのポルトガル政府の対応は、震災対応から都市再建の局面に移行したということが、『措置の覚書』から読み取ることができる。

一方、同年9月3日には「国王弑逆未遂事件」が発生し、これを機会にポンバルは、犯人とされた貴族の逮捕・処刑と並行して、イエズス会の共謀を口実に、翌1759年、ポルトガルとその植民地からイエズス会士を追放する。地震の発生から1759年に至る時期は、ポンバルが権力を確立し、様々な分野における改革を推進していく転換点でもあった⁽²⁸⁾。

今後の課題は、『措置の覚書』の資料集に収録されている通達や命令等の読解と整理を通じて、ポルトガル政府の措置をさらに詳しく検討するとともに、このときポンバルを中心に構築された権力の回路が、後の「ポンバル改革」の展開にどのように関わってくるのか、明らかにしたい。

【注】

- (1) リスボン地震を論じた基本的文献としては、França, José-Augusto, *Lisboa Pombalina e o Iluminismo*, Livraria Bertrand, 1983. Araújo, Ana Cristina, *O Terramoto de 1755, Lisboa e Europa*, Correios de Portugal, 2005. Fonseca, João Duarte, *1755, O Terramoto de Lisboa*, (2.^a edição), Argumentum, 2005
- (2) この「非組織的政府」については、Subtil, José, *O Terramoto político (1755-1759), Memória e Poder*, Universidade Autónoma de Lisboa, 2006, pp.118-124.を参照した。
- (3) 川出良枝, 「リスボン地震後の知の変容, 御厨貴・飯尾潤(責任編集), 『別冊アステイオン・「災後」の文明』, 阪急コミュニケーションズ, 2014, pp. 131 -151.
- (4) 池上良平, 『震源を求めて－近代地震学への歩み－』, 平凡社, 1987年, pp.10-34.
- (5) Dynes, Russell R., “The Lisbon earthquake in 1755: Contested meanings in the first modern disaster”, University of Delaware Disaster Research Center, Preliminary Paper, #255, 1997.
- (6) Cardoso, Arnaldo Pinto, *O Terrível Terramoto da Cidade de Lisboa, Correspondência do Núncio Filippo Acciaiuoli*, Alêtheia Editores, 2005, pp. 20-21.
- (7) *ibidem.*, p.23.
- (8) Campos, Isabel Maria Barreira de, *O Grande Terramoto (1755)*, Parceira, 1998, pp.267-344.
- (9) Araújo, *op.cit.*, pp.56-99.

- (10) Amador, Filomena, O terramoto de Lisboa de 1755: colecções de textos do século XVIII, *História, Ciência, Saúde- Manguinhos*, Rio de Janeiro, v.14, n.1, pp.285-323, jan-mar, 2007.
- (11) Pedegache, Miguel Tibério, *Nova, e fiel relação do terremoto que experimentou Lisboa, e todo Portugal no 1. de Novembro de 1755*, Lisboa: Na Oficina de Manoel Soares, 1756, p.3. なお、ペデガシェとこのパンフレットについては、永治日出雄氏 HP「総合研究リスボン大地震 1755年－近代ヨーロッパの社会的震撼－」に詳しい。
<http://www.hnagaya.net/index.html>
- (12) *ibidem.*, pp.22-23.
- (13) Malagrida, Gabeiel, *Juizo da Verdadeira Causa do Terramoto que padeceo a Corte de Lisboa, no Primeiro de Novembro de 1755 pelo Padre Malagrida da Companhia de Jesus, Missionario Apostolico*, Lisboa: Na Oficina de Manoel Soares, 1756, pp.3-4.
- (14) *ibidem.*, p.14.
- (15) Cardoso, *op.cit.*, p.169.
- (16) Freire, Francisco José, *Memorias das principaes providencias, que se deraõ no terremoto, que padeceo a Corte de Lisboa no anno de 1755, ordenadas, e offerecidas à Majestade Fidelissima de Elrey D. Joseph I. Nosso Senhor*, Lisboa : [s.n.], 1758, p.2.
- (17) *ibidem.*, pp.4-5.
- (18) *ibidem.*, pp.50-51.
- (19) *ibidem.*, pp.44.
- (20) *ibidem.*, pp.6-7.
- (21) *ibidem.*, p.8.
- (22) *ibidem.*, pp.24-25.
- (23) *ibidem.*, pp.94-95.
- (24) *ibidem.*, pp.99-100.
- (25) *ibidem.*, p.15.
- (26) *ibidem.*, pp.107-109.
- (27) *ibidem.*, pp.354-355.
- (28) José Subtilは1755年から1759年にかけての一連の動きを「政治的地震 (O Terramoto Político)」と表現している。Subtil, *op.cit.*

【付記】 この小論は、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構研究調査本部「リスボン地震研究会」委員としての研究成果の一部である。同機構に厚く感謝申し上げる。